

広 域 連 合

令和6年8月1日現在（※職員数は令和5年4月1日現在）

No	広域連合の名称	コード	広 域 連 合 の 処 理 す る 事 務	広域連合長名	広域連合を組織している 地方公共団体の名称	職員数	設置年月日	事務所の位置	主 な 施 設 (所在地) ※事務所を除く
26	津軽広域連合	028789	1. 津軽広域活動推進基金運用益活用事業に関する こと。 2. 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介 護認定審査会の設置及び運営に関すること。 3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律（平成17年法律第123号。以下 「障害者総合支援法」という。）に基づく介護 給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営 に関すること。 4. し尿等希釈投入施設の設置及び管理運営に関す ること。	(弘前市長) 櫻 田 宏	弘前市、黒石市、平川市、 藤崎町、板柳町、大鰐町、 田舎館村、西目屋村	16	平10. 2. 1	〒036-8003 弘前市大字駅前町9-20 TEL (0172) 31-1201 FAX (0172) 33-2201	津 軽 広 域 ク リ ー ン セ ン タ ー (弘 前 市)
27	つがる西北五広域連合	028797	1. 介護保険法（平成9年法律第123号）第14条の 規定に基づく介護認定審査会の設置及び運営 に関すること。 2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律（平成17年法律第123号）第15条 の規定に基づく介護給付費等の支給に関する 審査会の設置及び運営に関すること。 3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律第89条の3第1項の規定に 基づく協議会の設置及び運営に関すること。 4. 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条 の規定に基づく事業としての次に掲げる医療 機関の設置及び管理運営に関すること。 ア つがる西北五広域連合つがる総合病院 イ つがる西北五広域連合かなぎ病院 ウ つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院 エ つがる西北五広域連合つがる市民診療所 オ つがる西北五広域連合鶴田診療所 カ つがる西北五広域連合医療制度の施行に関する元 来 福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第 2項の規定に基づく協議の場の設置及び運営に 関すること。 6. 広域にわたり処理することが適当な事務に係る 課題の調査研究に関すること。	(五所川原市長) 佐々木孝昌	五所川原市、つがる市、 鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、 中泊町	724	平11. 3. 25	(事務局) 〒037-0074 五所川原市字岩木町12-3 つがる総合病院3階 TEL (0173) 38-1000 FAX (0173) 38-1001 (病院運営局) 〒037-0074 五所川原市字岩木町12-3 つがる総合病院3階 TEL (0173) 26-6363 FAX (0173) 38-1001	つ がる 総 合 病 院 (五 所 川 原 市) か な ぎ 病 院 (五 所 川 原 市) 鱒 ヶ 沢 病 院 (鱒 ヶ 沢 町) つ がる 市 民 診 療 所 (つ がる 市) 鶴 田 診 療 所 (鶴 田 町)
28	青森県後期高齢者医療 広域連合	028801	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第 80号）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち 次に掲げる事務 1. 被保険者の資格の管理に関する事務 2. 医療給付に関する事務 3. 保険料の賦課に関する事務 4. 保健事業に関する事務 5. その他後期高齢者医療制度の施行に関する 事務	(青森市長) 西 秀 記	全市町村	2	平19. 2. 1	〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル内 TEL (017) 721-3821 FAX (017) 723-1401	